

第3章 機材供与事業

第1節 機材供与事業の概要

機材供与事業は「人と機材」との結びつきによる効果的な技術協力を図る新しい援助方式であり、昭和39年度より実施して効果をあげている。

従来、機材供与の要請件数がきわめて多いため昭和42年度においては57件、12億9900万円にのぼるこれらの要請のうちより、協力プロジェクトを選んだ。すなわち、派遣中の専門家および日本青年海外協力隊員の現地における業務に直接役立ちその業務をより効果あらしめるもの、また専門家帰国後の指導業務の相手国における実施を可能ならしめるもの、帰国研修員が、わが国において習得した技術および知識を実際に活用せしめるもの等、フォローアップを目的とするものを対象に検討した結果、ブータンへの耕耘機供与など11カ国に対し11件の機材供与事業を実施した。（別表参照）

派遣専門家のフォローアップとしては、ブータンへ供与の耕耘機等農機具、シンガポールへ供与のテレビ技術訓練用機材、東パキスタンへ供与の耕耘機等農機具、タイへ供与の語学研修用機材、ケニアへ供与の船舶用エンジン・漁網、ボリヴィアへ供与の灌漑用ポンプ、エルサルバドルへ供与の自動車科訓練用機材、イラクへ供与の淡水魚研究用機材、シリアへ供与の家畜衛生研究用機材があるが、タイへ供与の語学研修用機材、東パキスタンへ供与の耕耘機等農機具、シンガポールへ供与のテレビ技術訓練用機材、イラクへ供与の淡水魚研究用機材については帰国研修員のフォローアップも兼ね、ケニア

へ供与の船舶用エンジン、漁網については日本青年海外協力隊員へのフォローアップを兼ねたものである。その他、研修員のフォローアップも兼ねて、第18回コロボ計画年次協議委員会の開催に協力すべく、ビルマに同時通訳装置を供与し、また、東京農業大学がネパールにて協力中の Rapti 農業センターに対し、耕耘機等農機具を供与した。

第2節 機材供与事業の事例

1. ビルマへ供与の同時通訳装置

第18回コロボ計画年次協議委員会の開催にあたり、同会議の開催に協力して上記機材を供与した。同会議に対しては各国とも積極的に協力を行ない、たとえば、オーストラリアは乗用車20台の供与、カナダ、イギリスは通訳、タイピストを派遣した。

本件設備の供与とあわせ専門家2名を派遣したが、同専門家は帰国研修員のうちエレクトロニクス関係6名を再訓練し本件設備の操作保守にあたらしめた。

2. ブータンへ供与の農機具

1964年ブータン国政府は、わが国に対し農業および園芸専門家の派遣を要請し、これに対し農業および園芸専門家1名を派遣した。以来、同専門家はブータン国政府の強い要請により2度にわたり任期を延長し、現在通算5カ年の任期をもって赴任中である。専門家はブータン国計画開発局農業局次長としてブータン国の農業開発の全般にわたる計画指導を行なうかたわら、特筆すべきことは同国に日本式農法を導入し、同国パロ農場を完成しかつこの農場の後継者（ブータン人5名を訓練中）を養成し大きな成果をあげ、ブータン側に引継ぐことになっている。

ブータンの主要作物は水稻であり、今回供与の耕耘機等農機具はこの水稻作を改良するうえに必要なものである。

3. ネパールへ供与の農機具

ネパール政府は特に農業部門の開発に重点をおき、農業の近代化のため農業技術改良普及に努力をしているところ、本邦東京農業大学はネパール政府と協力のうえネパール政府が土地建物要員を提供し、同大学が技術要員を派遣する共同事業で Rapti Valley 地区に農業センターを設立し活動中である。同センターは1965年から66年にかけて、それまで栽培が困難であった小麦の栽培に成功するとともに年々農機具の改良、小麦の品種決定、裏作物の選定、作物の作付指導、病虫害防除等広範に指導し着実なる成果をあげている。今回の農機具の供与を機会に、ネパール国政府農林食糧省普及局では同センターを農機具デモンストレーション・センターとし Rapti 地区を農業改良普及地区の拠点として、他地区に広めていく計画をすすめている。

4. 東パキスタンへ供与の農機具

東パキスタンに対するわが国の農業技術協力は、1965年同国ゴリプール地区に派遣された4名の稲作専門家をもって嚆矢とするが、1956年パ国中央政府は東パキスタンのコミラと、西パキスタンのペシャワルにそれぞれアカデミーを設立する計画を決定、その後1960年に至り、同国政府はコミラ郡全体をアカデミーの実験開発地区として指定した。わが国政府はパ側の要請に基づき、上記ゴリプール地区へ派遣した4名の稲作専門家をコミラに移駐させ、現在コミラ方式とよばれる開発普及方式の基礎をつくるに至った。以来コミラ地区へは延21名の専門家を派遣している。

アカデミー開所後6年を経た今日、これら日本人専門家のあげた功績は大きく、日本式改良農法を採用した農家数は2000戸に及び、対象耕地面積も5000エーカーに達しており、その成果は高く評価されている。これらコミラ方式の成果にかんがみ、パ側はコミラ方式によるアカデミーの開設を7カ所要請し、日本側はこれに対し3カ所の開設に応じ、ナトール、ガイバンダおよびゴリプールに各2名、計6名の専門家を派遣したが、今年度その後任者としてひきつづき6名の専門家を派遣し協力している。

今回供与した耕耘機等農機具は、コミラ、ゴリプール、ナトール、ガイバ
ンダの4地区における上記専門家の技術指導の成果を、より効果あらしめる
ものである。

5. シンガポールへ供与のテレビ技術訓練用機材

シンガポール政府は1961年第1次5カ年計画を開始、その目標を工業化の
推進と社会福祉の実現におき、その最重点政策である工業化の推進は、1961
年発足した Economic Development Board が中心となり実施しているが、
その実施に際しては、工業化計画の企画立案および資金計画はもとより、あ
わせて技術者の補給が重要な問題となり、したがって、職業訓練の面に非常
に力を入れている。同国の技術者の教育は、シンガポール大学、シンガポー
ル工業専門学校 (Singapore Polytechnic) およびシンガポール職業訓練所
(Singapore Vocational Institute) の3機関において実施している。

わが国のシンガポールに対する職業訓練の部門における技術協力は、まず
Singapore Polytechnic に1961年以来3名の専門家を派遣し、研修員を4名
受入れている。

今回機材を供与した Singapore Vocational Institute は文部省に属し、実
技者レベルの育成を目的としたものであり建設、機械、電気、ラジオ・テレ
ビ科等8科を有し、生徒数は約1400名である。同校ラジオ・テレビ科に対し、
現在ラジオ・テレビ関係の専門家1名を派遣中である。

6. タイへ供与の語学研修用機材

タイ政府 DTEC (Department of Technical and Economic Coop-
eration: 国家開発省経済技術協力局) の語学研修所に供与した。DTEC は
タイ国における外国援助受入れの主管官庁であり、コロンボ計画等により日
本等に派遣する政府ベース研修員の語学研修を上記語学研修所で実施してい
る。

同国より受入れた研修員は、事業開始以来、農林・水産・郵政・厚生等総
計1238名を数え、1967年度には131名を受入れている。同語学研究所には、

現在コロボ計画にて日本語専門家1名を派遣中であり、派遣専門家のフォローアップでもある。

7. ケニアへ供与の漁網・船舶用エンジン

ケニア水産局は、新設のケニア沿岸漁業会社と協力して、沿岸の水産資源の開発を図るとともに遠洋漁業の振興を計画中である。現在、同国水産庁モンバサ支局に、中近東アフリカ技術協力計画により漁業専門家2名を派遣しており、両専門家は日本青年海外協力隊員4名とともに、漁具漁撈技術の指導と同時に調査船による漁場調査を実施中である。

本件機材、蝦トロール網および船舶用ディーゼルエンジンは同国政府農業省水産局に供与したものである。

8. イラクへ供与の漁業研究用機材

イラクに対する漁業部門における技術協力は、1966年12月中近東アフリカ技術協力計画に基づき水産専門家を1名、期間8カ月をもって派遣するとともに、1967年にはイラク国水産試験所長を高級研修員として受入れている。本件漁業研究用機材は上記水産試験所に供与したものであるが、派遣専門家のフォローアップとして意義あるとともに、従来イラク政府が日本政府に対し片貿易の是正を強く要求している際でもあり、かかる機材の供与は、わが国のイラクに対する積極的な経済協力の姿勢を示す点においても効果的なものといえる。

9. シリアへ供与の家畜衛生研究用機材

今回供与の家畜衛生研究用機材は、鶏、牛、馬、豚等の家畜の基礎研究に際し、ぜひとも必要とされる機材であり、シリアが畜産国であることからみても、次に述べる専門家、研修員等のいわゆる人と物との結合による効果的な技術協力を図るものである。

シリアに対する家畜衛生の分野における技術協力は、専門家の派遣および研修員の受入れにより実施しているが、政府ベースの専門家としては、中近

東アフリカ技術協力計画に基づき、1964年以来3名の専門家を派遣してちかく後任者をひきつづき派遣の予定である。その他同国には国連FAOから専門家1名が派遣されており、他に私契約ベースで6名の技術者が派遣されている。

わが国のシリアに対する技術協力は、現在に至るまで政府ベース、民間ベースを問わず、シリア政府の要請に基づき、特に家畜衛生の分野で重点的に実施されており、上記の専門家は同国の中央畜産試験所および同国11地区の畜産試験所を中心として普及、研究活動に従軍している。

10. ボリヴィアへ供与の灌漑用ポンプ

本件灌漑用ポンプはボリヴィア国コチャバンバ州果樹試験場の指導圃場50ヘクタール、果樹園170ヘクタールの灌漑用として供与したものである。同試験場には果樹栽培専門家1名を派遣中であるが、特に果樹栽培は灌水の可否によって栽培の良否が決定されるものであり、現在雨水、河川および井戸揚水を利用して灌水を実施しているが、設備の不足によりはかばかしくなく乾期の灌漑は同専門家の技術指導上大きな隘路となっている。また河川利用の場合は近隣一般農民との水利問題があり、大きな困難を伴い紛争の生じることままたある。

11. エルサルバドルへ供与の

エルサルバドル工業技術学校機械自動車科用機材

エルサルバドル工業技術学校に対しては1962年以来現在までに電気、ラジオ・テレビ、自動車および機械等の各科に対し延7名の専門家を派遣し現在3名派遣中である。

エルサルバドル国はその地理的条件、人口密集度、工業化の進展度等から1958年中南米共同市場の発足以来、加盟国5カ国中においても終始主導的な立場にあり、同国内の各産業も近年の中南米共同市場のめざましい進展とともに相乗的に発展している。こうした背景のもとに、中堅技術者に対する国内の需要は逐年急激に増加の一途をたどり、加えて域内各国の同国に対する

期待が増大するのに伴い、エルサルバドル政府は、本来この種の要求に応える目的をもって発足した本件工業技術学校の重要性を再認識し、現在派遣中

別 表 昭和42年度機材

番号	国 名	機 材 名	数量
1	ビ ル マ	同時通訳装置	1式
2	ブ ー タ ン	耕耘機等農機具	1式
3	ネ パ ー ル	耕耘機等農機具	1式
4	東パキスタン	耕耘機，灌漑用ポンプ，噴霧機等農機具	1式
5	シンガポール	テレビジョン受像機キット，オシロスコープ等テレビ技術訓練用機材	1式
6	タ イ	語学研修用機材	1式

のわが国自動車機械専門家を同国政府文部省顧問，同工業技術学校の名誉校長に任命し，技術者教育体制の確立のため積極的に参加せしめる等これまで

供与実施一覧表

供与先および要請概要	備 考
<p>ビルマ国政府情報省に供与 第18回コロポ計画年次協議委員会の開催にあたり要請 あったものである</p>	
<p>ブータン国政府農業省に供与 農業，園芸専門家のフォローアップ</p>	
<p>ネパール国政府農業省に供与 同農業省が本邦東京農業大学の援助のもとに運営してい るRapti 農業センターのフォローアップ</p>	
<p>東パキスタン政府農業省に供与 コミラ，ナトール，ガイバンダ，ゴリプール等4地区に 派遣中の農業専門家および帰国研修員のフォローアップ</p>	
<p>Singapore Vocational Instituteに供与 テレビ技術専門家および帰国研修員のフォローアップ</p>	
<p>タイ国政府国家開発省経済技術協力局語学研修所に供与 日本語専門家のフォローアップおよび来日研修員，留學 生の日本語研修用</p>	

番号	国名	機材名	数量
7	ケニア	蝦トロール網 船舶用ディーゼルエンジン	1式 10台
8	イラク	サリノメーター等漁業研究用機械	1式
9	シリア	ガスクロメーター，顕微鏡，孵卵器 等家畜衛生研究用機材	1式
10	ボリヴィア	灌漑用ポンプ	2台
11	エルサルバドル	旋盤，シャシールブリケーター等自 動車整備用工具，工作機械	1式

にたく活発な動きをみせている。この結果、同国政府は所管省文部省が中心となり、収容力増大のための校舎の増築等、同校の大幅な拡充を計画し、目

供与先および要請概要	備 考
ケニア国農業省水産局に供与 漁業専門家および日本青年海外協力隊員のフォローアップ	
イラク国水産試験所に供与 漁業専門家および帰国研修員のフォローアップ	
シリア国中央畜産試験所に供与 家畜衛生専門家のフォローアップ	
ボリヴィア国コチャバンバ州立果樹栽培試験所に供与 果樹栽培専門家のフォローアップ	
エルサルバドル国立工業高校へ供与 自動車機械専門家および機械専門家のフォローアップ	

下一部について実施中であるが、教授および教材については日本側の援助に期待し、これに応じて機材を供与したものである。

第3節 機材供与事業の問題点

機材供与事業の問題点としては、予算額の増額をまずとりあげるべきである。

現在の予算額は5000万円であるが、これを要請額と比較してみた場合、絶対額が少なく、開発途上にある諸国の要請に応じきれない。国際的にみても、わが国の単独機材予算額は非常に少額である。昭和39年度より本年度に至るまでによせられた要請総数は57件、12億9900万円にのぼり、これら多数にのぼる要請に対し、現在の5000万円という限られた予算額をもって、いかに最も有効かつ最も有意義な機材供与事業を実施するかという点に、当事業団が最も苦慮するわけであるが、現在こうした観点から、派遣専門家等のフォローアップとして「人と物」との結びつきに焦点をおき実施し効果をあげているとはいうものの、その実施対象国、実施件数、および実施金額にはおのずから制限があり、多数にのぼる開発途上国の真摯な要請に応えることは不可能である。

このように、本事業予算絶対額の増額は内外の強い要請もあり緊要な課題であるが、加えて現行の予算額をもってしては、供与機材のアフターケア、および据付運転指導等のための専門家の派遣など、この事業の効率化のために必要な事業も実施不可能な状態である。

機材供与事業の目的が相手国の財政経済等の理由から、当該技術の伝播に不可欠の機材を欠いている場合、当該機材をわが国が贈与し、相手国の技術の向上、経済開発に効果的に寄与することにあると同時に、わが国のすぐれた機材、技術を開発途上の諸国に直接認識させ、わが国機材の理解、利用度をたかめ、ひいてはわが国の長期的輸出振興にも資するというきわめて重要な効果をもつものであることをあわせて考えるならば、せっかく供与した機材が、機械部品の補給、整備等のフォローアップが十分に行なわれないため、所期の効果をあげえず、場合によっては、逆効果を及ぼす場合もなきにしもあらずということは、きわめて残念であると言わざるをえない。

予算額の増額とあわせ、供与機材の部品の補給等のフォローアップや、機材そのものの操作・保守技術指導のための専門家派遣の制度化が早急に望まれるなど、事業の質的改善が強く望まれるところである。

現在、機材供与事業の実施にあたっては「人と物」との組合せによる効果的な供与をめどに、要請の背景、供与の目的、現地側の技術水準等を慎重に検討し、実施の可否を決定しているが、供与機材の詳細なる仕様、設置場所の選定、相手国経済開発計画との関連性、専門家、研修員との関連性等についての的確な実情把握が必要であり、そのため事前の十分な現地調査を行なうべきである。また、供与した後の効果の測定を行ない、無駄な援助にならないよう注意すべきである。

第4章 海外技術協力センター事業

第1節 海外技術協力センター事業の概況

海外技術協力センターは、開発途上にある諸国で不足している技術者、特に中級技術者をその国内で訓練養成すること、また、優秀なわが国の技術を演示することを目的として発足した。海外技術協力センターは、わが国の技術協力の各方式のなかで、最も規模の大きなプロジェクトであり、センターに対する相手国の評価と期待は非常に高い。各国のセンター設置に関する要請は、相手国の開発計画の一部としてとりあげられており、国の政策や産業事情等により、その内容はさまざまである。タイのウイルス研究センターや、パキスタンの電気通信研究センターのごとく、研究を目的としたセンターもあれば、インド農業センターのごとく、演示を目的とする模範農場として発足したセンターもある。また技術訓練センターのなかでも、アフガニスタン小規模工業技術訓練センターのように、技術者の訓練と併行して生産を行なっているセンターや、ケニヤ小規模工業技術訓練センターのごとく中小企業者の養成を目的としたセンターもあり、その他訓練過程において道路を建設するタイ道路建設技術訓練センターや、原型生産と技術者の訓練をあわせて行なうシンガポール原型生産訓練センター等その形態は多様である。

これらのセンターは相手国の開発計画の一環を占め、重要な役割を果たしつつある。最近設置されたセンターのなかには、相手国の中小企業振興策の重要な施策の一つとして、中小企業者の養成を目的としたケニアおよびフィ

リピンの小規模工業技術センター、また工業立国をめざす方針に基づいての、国内数千の中小企業の体質改善というきわめて重要な任務を負わされたシンガポール原型生産訓練センターにみられるごとく、国内でのセンターの役割・重要性が高まってきている。

海外技術協力センターは、毎年数カ所ずつ新設され、現在までにセンターの数は、設置計画中のものを含めて26センター、34カ所の多きにのぼり、その設置地域もアジアを中心として、中近東、アフリカから中南米にまで及んでいる。

海外技術協力センター方式による技術援助額は、日・カ経済協力協定に基づくカンボディア農業、畜産、医療の3センターを除いて、現在まで、供与機材額14億円を越えるとともに、派遣した要員も延197名（所要経費約14億円）に達し、その総額は約28億円の多額に達している。

海外技術協力センターの協力方式は、まずその設置に際し日本政府と相手国政府との間で、センターの設置に関する協定が締結され、この協定に基づいて、わが国より、センターの設置に必要な設備、機械、教材、工具等の機材を無償供与するとともに、わが国の経費負担により技術指導のための専門家を派遣し、また相手側の将来のセンター要員をわが国へ呼び寄せて研修を行なう。一方、相手国は必要な土地、建物および付帯施設を整備し、相手国側職員の人件費その他センターの維持・運営に必要な経費を持つもので、両国の協力によって設置・運営される。協力期間の経過後は相手国に引き継がれ、相手国がみずから運営していくこととなっている。この協定協力期間は一応3年を原則としているが、これまで多くの場合この期間は延長され、また協力期間経過後も、相手国による完全な自立運営は困難なため、昭和40年度に協力期間を終了した5センターおよび昭和41年度に協力期間を終了した1センターについては、いずれも運営は一応相手国側に引き継いだ。が、ひきつづきコロボ計画等による専門家を派遣して協力している。なお、上記引き継ぎセンターのうち昭和42年度においてセイロン漁業訓練センター、アフガニスタン小規模工業訓練センターの運営管理を相手国に引き継ぎ、その業務を完了した。

また、昭和42年4月には第1次協定に基づくインド農業技術センターが、6月にはインド水産加工技術訓練センターがそれぞれ協力期間を終了したが、前者についてはインド側にその業務を引き継ぎ、そのうちスラート農場およびシャハバード農場については、さらに発展的に農業普及センターに改組し、新協定により今後協力することとなった。後者についてはひきつづきコロナボ計画により専門家を派遣中である。

42年度の海外技術協力センター事業

新設センターとしては、ウガンダ小規模工業技術訓練センターおよびインド農業普及センターがあり、41年度より繰越した予算を含むメキシコ電気通信技術訓練センター、韓国工業訓練センターおよびシンガポール原型生産訓練センターの設置業務を実施した。

他方、既設センターについてはパキスタン電気通信研究センター、タイ道路建設技術訓練センター、フィリピン家内小規模工業技術開発センター、ケニア小規模工業技術訓練センター、インド農業技術センターおよびカンボディア農業畜産センターの拡充強化を行なった。

(1) 新設

① ウガンダ小規模工業技術訓練センター

ウガンダは近代国家の形成と工業化の推進に熱意をもち、特に小規模工業の振興と熟練労働者の養成に力をそそいでいる。同国の強い要請に基づき小規模工業技術訓練センターを設けることとなり、実施調査団を昭和42年10月より約1カ月間派遣し、現地調査ならびにウガンダ側と折衝を行なった。

この実施調査の結果に基づきセンター建物の建設に必要な設計を行なったが、ウガンダ国側の予算措置等その他導入体制の未整備により、相手側の態勢を待って43年度に機械購送、要員派遣等を行なう予定である。

② インド農業普及センター

第1次協定に基づくインド農業技術センターの4模範農場は所期の目的を完遂したが、インド政府はひきつづき農業普及を通じて農業生産を促進することに熱意をもち、わが国の協力を要請してきた。

このため昭和42年3月調査団を現地へ派遣し、調査ならびにインド側との

折衝を行なった結果、2カ所に農業普及センターを設置し協力することとなり、昭和43年3月5日、本センター設置に開する協定が締結されたが、42年度内にはセンター設置業務を実施できなくなり、43年度に機材購送、要員派遣等を行なう予定である。

③ メキシコ電気通信技術訓練センター

協定は昭和42年7月25日締結され、これに基づき42年度において、マイクロエイブ関係等8000万円におよぶ機材の購送業務を実施するとともに要員を派遣した。

④ 韓国工業訓練センター

協定は昭和42年10月25日締結され、これに基づき42年度において、機械加工、化学鑄造の3部門に対し7600万円におよぶ機材の購送業務を実施した。

⑤ シンガポール原型生産訓練センター

協定は昭和41年10月15日締結され、これに基づき42年度において機械加工、工具金型等約1億2500万円におよぶ機材の購送業務を実施するとともに、要員を派遣した。

(2) センターの拡充強化

① パキスタン電気通信研究センター

拡充強化計画に基づき電信、電話、搬送関係機械等、約3500万円に及ぶ追加機材を供与した。

② タイ道路建設技術訓練センター

アスファルト舗装関係機材、定期整備用部品等、約9000万円に及ぶ追加機材を供与した。

③ フィリピン家内小規模工業技術開発センター

竹板用スチームホットプレス、ロータリーレース等約800万円に及ぶ追加機材を供与した。

④ ケニア小規模工業技術訓練センター

既供与機材の補充、補修部品等約135万円に及ぶ追加機材を供与した。

⑤ インド農業技術センター

既供与機材の補充、補修部品等約156万円に及ぶ追加機材を供与した。

⑥ カンボディア農業・畜産センター

トラクター，農業機械，農薬，肥料，牛退避舎，牧柵等約2450万円に及ぶ追加機材を供与した。

(3) センターの引継ぎ

42年度は，第1次協定に基づくインド農業技術センターおよびインド水産加工センターの協力期間の終了に伴い，その運営をインド側に引き継いだ。しかし，インド水産加工技術訓練センターについてはまだ相手国による自立運営体制が整わず，このため協力期間終了後もコロンボ計画により2カ年間協力を続けることとなり，4名の専門家を派遣した。

(4) 要員の派遣

42年度はインド水産加工技術訓練センター他16カ所に対し，要員派遣業務を実施した。

派遣要員数は118名，所要経費は総額2億8070万円であった。

(5) 継続センターの運営

センター名	協定締結	開所	協定協力期限	摘要
ブラジル繊維工業訓練センター	37. 3	42. 7	45. 7. 22 (予定)	43年度に染色部門増設。
第2次インド農業 〃	39. 12	40. 4～6	43. 4～6	演示ならびに農民等訓練。
ガーナ繊維 〃	38. 5	42. 2	45. 5. 22	第1期訓練実施中。
パキスタン電気通信研究 〃	38. 11	39. 7	44. 6. 30	2カ年間協定延長。 3,500万円追加機材供与。
ケニア小規模工業 〃	39. 7	41. 4	45. 7. 25	2カ年協定延長予定。 第3期訓練実施中。
タイ道路建設 〃	39. 11	40. 4	43. 11. 15	昭和43年11月末で52キロの道路完成予定。 9,000万円追加機材供与。
フィリピン小規模工業 〃	41. 9		(協定期間) 45. 9. 8	9名の要員派遣。 開所準備業務実施中。
シンガポール原型生産 〃	41. 10. 15		45. 10. 14	11名の要員派遣。 開所準備業務実施中。

センター名	協定締結	開所	協定協力期限	摘要
メキシコ電気通信訓練センター	42.7.25	42.12	(協力期限) 45.12.4	8名の要員派遣 42.12.5開所式。
カンボディア農業	41.10		44.9.30	整備拡充計画により機材 供与。
〃 畜産	〃		〃	〃
〃 医療	〃		〃	〃

引継ぎセンター名	協定締結	開所	協定協力期限	要員数	コロポ計画による派遣専門家数	
東パキスタン農業訓練センター	35.7	35.9	40.7.29	7	4	
タイ電気通信	〃	35.8	36.1	40.8.23	10	6
セイロン漁業	〃	36.3	37.10	40.9.19	8	3
イラン小規模工業	〃	35.9	38.8	40.9.11	8	5
アフガニスタン小規模工業	〃	36.3	38.8	40.9.14	8	4
タイ・ウイルス研究	〃	36.11	38.2	41.5.24	4	4
インド農業	〃	37.7	37.8~11	42.4.22	16	0
インド水産加工	〃	37.3	38.12	42.6.30	7	4

第2節 各センターの概況

センターの形式としては、わが国が開発途上国と二国間で作るセンター、およびわが国が多数の加盟国と共同で作るセンターの2種類があるが、わが国はもっぱら前者の二国間方式を従来採用しており、後者の例としては最近ようやく東南アジア漁業センターが誕生したばかりである。

〈二国間協定によるセンター〉

(1) 新設準備中のセンター

1. 韓国工業技術訓練センター

韓国政府は、経済開発の第2次5カ年計画の一環として、中堅技能者の養成に力をそそいでおり、そのために本センターの設置をわが国に要請してきた。その結果、実施調査団を韓国に派遣しセンターの設置、および運営の具体的方法について、韓国政府ならびに関係者との話し合いを行なった。

本センターは技術専門学校として大邱市にある嶺南大学校内に設置され、韓国に最も需要の多い機械加工（板金、溶接、鍛造を含む）部門、化学（分析）部門および鑄造の3部門につき訓練指導を行なおうとするものである。訓練対象者は、高等学校卒業生あるいはそれ以上の実力あるものとし、各期1期30名程度を2年間指導し、修了者には韓国制度にある初級大学（わが国における短期大学と同じ）卒業生の資格を与えることになっている。

昭和42年10月25日、両国間で交換公文が取り交わされ、これにともない供与機材調達、要員の人選等必要な業務を開始し、7500万円にのぼる機材の購送は42年度末をもって完了した。韓国側で青丘大学が合併する等の事情から建物の建設が遅れたが、開校は昭和43年10月30日となり、日本側要員は、昭和43年8月末に派遣された。

2. ウガンダ小規模工業技術訓練センター

ウガンダ小規模工業技術訓練センターの設置については、昭和40年にウガンダ国オボテ大統領がわが国を訪問し、佐藤首相と会談した際に要請があったもので、わが国としては、これに対する協力を行なうこととなった。

この結果同国の経済開発に緊急要望されるものとして、アフリカ資本による中小工業を振興するために必要な熟練労働者を養成することが急務であるとして、ケニアセンター方式にそった小規模工業技術訓練センターを設置する方針のもとに、昭和42年度に1億4000万円の設置費予算が計上され、同年10月、5名の実施調査団を派遣した。同調査団は、約1カ月にわたりウガンダに滞在し、センターの設置、運営に関する具体的方法について、ウガンダ政府関係者と協議し、討議議事録の署名を行ない帰国した。

実施調査の結果、ウガンダにおける技能検定1級のうえに、さらにスーパ

ー G I の資格を新たに設けることとし、その資格を付与することを本センターの訓練目標に置くには、さらに1500万円の追加拡充機材費が必要となり、42年度予算でこれが認められた。また、わが国がセンター建物建設についての協力を行なう建前から、その基本設計図書を日本側が作成することとなり、昭和43年3月にこれを完成し、ウガンダ政府へ提示した。

本センターの協定は昭和43年6月28日に調印が行なわれ、その結果、訓練内容として、機械部門、機械仕上部門、溶接・溶断部門、板金部門、電気仕上ならびに電気配線部門、自動車整備部門の6部門を設けることとなり、10名の要員を派遣することが予定されている。

またウガンダ人訓練生については、原則として現在雇用労働者であって当該企業の事業主から推せんされた者を対象とするが、ウガンダにおける産業界の諸事情から、雇用労働者を、長期にわたり技術訓練センターに派遣することは、困難な実情にあるので、6カ月ごと、通算して1カ年の、サンドイッチ・システムによる訓練方式をとることとした。

さらに、機材の輸送にあたっては、ウガンダは内陸国のため、モンバサーカンパラ間の国内輸送についても、センター初のケースとして日本側が負担することとなった。

3. インド農業普及センター

インド農業技術センター第1次協定に基づく4農場はいずれも所期の目的を達し、昭和42年4月協定終了とともに、その管理運営をインド側に委ね帰国した。

インド側は協定終了に先立ち、一部農場について将来も日本の技術協力の継続を要請してきた。

当事業団は関係各省と協議した結果、すでに、模範農場としての成果は達したので、次の段階として、今後は農場で確立した技術をいかに一般農民に普及するかという観点より普及センターに改組して協力することとした。

この方針に基づき、昭和42年3月調査団をインドに派遣した。調査団は各農場を巡回し、技術協力の成果を確認するとともに、中央ならびに州政府関

係者と協議の結果、新協定により普及センターの設置に同意をみた。

その後、累次の交渉の結果、グジャラート州スラート地区、およびビハール州シャハバード地区の2カ所を設置場所に決定した。昭和43年3月5日に本センター設置協定が日・印両国政府間で調印された。

この協定に基づき、日本側は必要な専門家と機材を供与し、より経済的な稲作技術の改善とその普及を目的とし、このためインド側農業技術者ならびに指導的農民に対する訓練と実用試験および展示を行なうこととした。この農業普及センターの運営はインド側要員で行なうこととし、日本側専門家はこれらインド側要員に対し助言することを主たる任務とする。

日本側要員の構成は栽培、土壌肥料、農機具等に1センター4名程度とし、うち1名をチーフ・アドバイザーとする。なお、日本側専門家については派遣前に語学研修、技術研修等のオリエンテーションを行ない、43年度にできるだけすみやかに派遣する予定である。

機材については、2400万円の予算が計上されており、実施計画に基づいて購送業務を実施する予定である。

(2) 協力中のセンター

1. ブラジル繊維工業技術訓練センター

昭和36年6月、ブラジル政府の要請により、4名からなる技術調査団をブラジルに派遣した結果、東北ブラジルのレシフェ市に、繊維工業技術訓練センターを設置することを決定、昭和37年3月協定が正式に調印された。

この協定により、日本から総額8000万円に及ぶ機材を無償供与するとともに、昭和39年8月に理事長以下6名の技術専門家を派遣し、あわせてブラジル側助教授の呼び寄せ研修を実施した。

本センター設置に関するわが方の業務については予定どおり進められ、昭和39年8月には、供与機材の購送、ブラジル側助教の本邦における研修、センターの日本側要員の人選・派遣等すべて完了したが、他方ブラジル側の準備すべき建物等は、インフレや政変等の国内事情によりたびたび遅延し、よ

うやく昭和40年7月センターの仮開所をみるに至った。

綿業が基幹産業である東北ブラジルは、優秀なる原綿の生産地であり、勞務条件、消費市場条件でも有利な面を備えているが、生産性の極端な低調に悩まされている。このため東北ブラジル開発庁（SUDENE）は、東北ブラジルの繊維工業再整備計画をたて、綿業の復興策として融資による機械設備一新、技術者養成管理の近代化等に着手した。本センターは、このSUDENEの所管のもとに、国内の職業訓練機関であるSENAIの訓練施設の一つとして、綿紡績の職長級の再訓練を行ない、紡績工場の保全、操業の技術ならびに品質管理技術に関する教育訓練を実施し、工場中堅技術者を養成しようとするもので、このための訓練として、混打綿、梳綿、練篠および粗紡、精紡および撚糸、織布準備、織布、コーマ、試験および品質管理の各コースを、6カ月を一期とし、1期40名で実施する予定で発足した。」

しかし、機械据付その他建物工事の一部未完のため、第1期訓練は、昭和40年8月より自動織機コースのみを4カ月半にわたって実施し、民間会社の職長クラス14名を訓練した。第2期訓練は4カ月にわたり、混打綿・梳綿、練篠・粗紡、仕上、織布準備、自動織機の5コースを開設し、50名の参加者を得た。第3期は昭和41年8月より4カ月半にわたり34名を集めて行なわれ、第4期訓練（昭和42年2月開始）は55名参加、第5期は28名参加のもとに5コースにわたり実施（昭和42年8月～12月）、現在33名を集めて第6期訓練を実施中である。

この間、東北ブラジル繊維業界も大幅な躍進をみせ、それにともない本センターに対する要望も、たんに職長の養成にとどまらず、より高度の染色等の仕上げ加工部門および試験部門へと移行している。ブラジル側のこのような要望に応えるため、わが国はセンター内に特別コースとして試験室コースを併設し、ブラジル紡績業界の近代化に資することにし、41年度において、255万円にのぼる追加拡充機材を購送完了したが、さらに42年度にはブラジル側から染色仕上げ部門増設の要請があり検討することとなった。

一方当初より赴任していた6名の日本人要員のうち3名がブラジル側指導員への引継ぎを終え帰国した。

なお、本センターは昭和43年7月をもって協定による協力期間が終了するが、わが国としては、ブラジル側よりの強い要請に応じて、これを2年程度延長するとともに、従来繊維センターとして、不足していた染色仕上げ部門についても、ブラジル側よりの先の要請に応じて協力する方針で、43年度には拡充のための予算も8000万円が認められ、これを積極的に促進することとなっている。このため昭和43年3月22日より約3週間にわたり、現地調査を行ない、この方針を確認し、必要業務を開始する予定である。

2. インド農業技術センター

第1次4農場

インドは、深刻な食糧不足を解決するため農業の振興、発展の重要性を認め、集約農業地域計画等一連の食糧増産計画をたて、その一環としてわが国に対して、日本式稲作技術を基とする模範農場の設置協力を要請してきた。この要請に対し、わが国は昭和36年11月実施調査団を派遣、現地調査を行なった結果、西ベンガル州ナディナ地区、オリッサ州サンバルプール地区、ビハール州シャハバード地区、グジャラート州スラート地区の4カ所に模範演習農場を設置することに決定、昭和37年4月に協定が正式に調印された。

この協定に基づき、わが国は総額3697万円におよぶ農機具、実験器具、観測、測量器具等の機材を無償供与するとともに、昭和37年5月から6月にかけて1農場4名、計16名の稲作技術専門家を派遣した。

各農場は、多くの困難な状況にもかかわらず、初年度から現地収量の2～3倍に及ぶ収穫をあげ、その後着々と増収の成果を示してインド側関係者はもちろん、一般農民からも高く評価され、再三にわたり新聞にその成果が報道されるとともに多くの参観者を集めている。

本センターは、昭和40年4月をもって当初の協定期間が満了するため、インド側は協定の延長とともに、各農場で演習と併行して農民等に対する訓練の実施を要請してきた。わが国はこの要請に応じて、昭和42年4月まで2カ年間の延長に同意する一方、普及訓練実施のため40年度に1250万円に及ぶ追加機材の供与を行なった。

第5年度は、一部農場では台湾種の積極的導入により、エーカー当り最高収重量、4トン以上という驚異的な収穫をあげ、このため、従来台湾種に対して消極的であった中央政府ならびに州政府も、さっそく台湾種を奨励品種に指定した。

その他の農場でも、平均1.5トンから2トンという現地の3～4倍の収量をあげ、日本式稲作技術の優秀性を示した。

一方、各農場は州政府の要請に応じて、稲作技術の普及のため農民等に対し本格的訓練を開始し、昭和42年3月までに各農場あわせて1300名以上の訓練を行なった。ナディア農場ではポンプ・ドライバーを中心に農機具取扱訓練、サンバプール農場では州農業普及担当官、改良普及員、一般農民を対象とした稲作栽培技術の訓練、シャハバード農場では農民中心の訓練を農学校等と協同で行なっている。スラート農場ではモデル農家の指定、アシュラム(一種の公立技術学校)、農学校等への指導を行なうなど、各農場でのそれぞれ最も適した方式で訓練を実施した。

昭和42年4月の協定終了に先立ち、以後の協力方針等を策定のため3月10日より約1カ月間調査団を派遣し、インド側の意向を確認するとともに今後の方針等について打合せを行なった。この結果、本センターが日本式稲作技術の演示という当初目的を完遂したことを相互に確認し、インド側で自主的に運営することとなり、昭和42年4月センターをインド側に引き継ぎし、全要員帰国した。

なお、インド政府は新たに農業普及センターを設置したい希望を有し、日本側の協力を要請してきたので、検討の結果スラートおよびシャハバードの両農場について協力することとなった。(本節1.(1)「新設準備中のセンター」の3.「インド農業普及センター」参照のこと。)

第2次4農場

第1次4農場の好評にともない、インド側はさらに各地に農場の増設を強く要望してきたので、わが国は39年度さらに4農場を増設することとし、同年3月実施調査団を派遣した。この調査結果を検討し、アンドラプラディシュ州グンツール地区、マイソール州マンディア地区、ケララ州エルナクラ

ム地区、およびマハラシュトラ州コラバ地区にそれぞれ既設農場と同様の農場を設置することに決定し、昭和39年12月にその協定が調印された。この協定に基づき、わが国は総額4690万円におよぶ農機具、実験器具等機材を無償供与した。

新設農場要員については、1農場4名、計16名の専門家を、昭和40年3月中旬から下旬にかけて派遣した。

新設農場は既設農場と同様、日本式稲作栽培技術の演示ならびにインド側農業技術者および農民に対する普及訓練を行っており、各農場とも要員赴任早々に第1期作の作付を開始し、8～11月にかけて収穫を終え、増収の実を示した。

第2年度はインドは異常寡雨により水不足をきたし、作付制限、作付時期の遅延に加えて害虫の発生等による悪条件が重なったが各要員の努力により、初年度を上回るエーカー当たり収量をあげた。

第3年度はさらに圃場の整備等を行ない、第1次農場が5年目にして達成した50mds/acreの収量を越える収量をあげた農場もあり、昭和43年4月～6月の協定による協力期間の終了をもってインド側への引継ぎ可能となった。このため第1次農場同様、協力期間終了後の方針等について現地調査ならびにインド側の意向を確認すべく調査団を昭和42年12月上旬より約1カ月間派遣した。

本調査団は現地農場、インド中央および各州政府と調査、折衝を行ない、かつ技術的観点から判断して、マハラシュトラ州コポリ農場およびマイソール州マンディア農場の2カ所を農業普及センターに改組協力することが望ましいとの結論に達した。

わが方はこの調査報告に基づき、検討の結果、調査団の意向どおり、この2センターを農業普及センターに改組協力する方針である。

なお、現要員は、昭和43年4月～6月にかけて任期終了し、それぞれ帰国する予定である。

3. ガーナ繊維訓練センター

昭和34年10月、通商使節団長として来日したガーナ貿易大臣は、わが国に対し、日・ガ間貿易関係のアンバランス是正を強く希望する一方、両国の関係をより密接にするため、貿易・経済技術協定を提案した経緯があり、その後昭和35年在京ガーナ大使は前記の技術協力に関連して、ガーナに技術訓練センター設置を要請してきた。よってわが方としてこれを検討した結果、繊維工業技術訓練センター設置の方針を決定、昭和37年11月に5名の実施調査団を派遣し、アクラ東北約30キロのテマ市に繊維訓練センターを設置することに決定、昭和38年5月にセンター設置に関する取極めが正式に調印された。

本センターは、ガーナ経済・技術開発に寄与するため、ガーナ政府の特に希望する綿織物およびタオルの生産、染色加工および簡易縫製等の技術者を養成することにより、ガーナ国内における繊維技術の普及開発を図り、あわせて繊維需要の増大を図ることを目的としたものであり、その訓練方式はジュニア・テクニカル・インスティテュート卒業者を対象として初級技術者を養成する普通科と、シニア・テクニカル・インスティテュート卒業者を対象として中堅技術者を養成する高等科に分け、それぞれ1年を1期として織物の物理および化学実験、綿織物およびタオルの生産、染色、縫製加工等の訓練を行なうことになっている。

このため前記取極めに基づき、わが国より5294万円に及ぶ染色、織布、仕上げおよび縫製設備、試験機器、工作機械等を供与するとともに、技術指導要員として理事長以下8名の技術専門家を昭和40年1月から11月にかけて派遣し、かつ、ガーナ側助教のわが国への呼び寄せ研修を実施した。

他方、センターの土地、建物および付帯設備はガーナ側で提供することになっているが、ガーナはココア価格の下落等により財政困難となり、加えて昭和41年2月に政変があったことなどから本センターの建物完成が遅れていたが、昭和41年秋以来ようやくWork shopの建築が進展、完成し、昭和42年2月27日に仮開所が行なわれ、第1期生31名の訓練を開始した。

かかる状況下において昭和42年5月22日、本協定の満了を迎えたが、当初の目的を達成するため、さらに3年間協定を延長すべく政府間の話し合いがまとまり、昭和45年5月22日まで協力することになった。なお、43年度には

7名の要員を前任者と交替派遣する予定である。

4. パキスタン電気通信研究センター

パキスタン政府は、第2次5カ年計画の一環として、西パキスタンのハリプールに総合的電気通信センターの設置を計画し、このうち研究部門のセンターについて日本の技術援助を期待した。この研究センター設置計画は昭和36年にパキスタン閣議で承認され、正式に日本に対し技術協力の要請がなされた。

わが国は、パキスタン側の強い要請を検討した結果、電気通信研究センター設置の方針を決定し、この決定にともない、昭和37年7月調査団を派遣、現地調査、パキスタン側との打合せを行ない、センター設置協定を昭和38年11月16日に締結した。

本センターには、わが国から総額5900万円に及ぶ無線、搬送、電話交換、電信、試作等の機材を無償供与するとともに、昭和39年3月以降これまでに理事長以下延11名の要員を派遣してきた。

本センターは、パキスタンの今後の膨大な電気通信施設の開発計画を推進するうえに必要な強力な研究を行なうため、十分な機能をもった研究センターたることを目標としている。すなわち本センターはパキスタンの通信事業の現状を把握し、技術の中心的立場にたつて、同国に最も適した通信方式を開発するとともに、通信施設の品質を改良して、通信サービスを最も経済的に向上させるための実用化研究を行なうものである。また特に高度の技術を必要とするものについては、パキスタンが外国から技術を導入する場合の先導的役割を果たそうとするもので、パキスタン電信電話総局内の保全および施設部門と密接な連絡を保持しつつ、無線中継方式その他について研究を行なっている。

本センターは昭和39年7月1日開所し、以来電話交換、電信、無線、搬送、試作の各部門において、研究項目を定め、研究作業と指導を行なうとともに、毎週一回定例会議を開き、研究スタッフ全員が集合して前週までの研究作業の進行状況の報告、各種項目に対する討論を行なってきた。研究例の1、2

をあげると、電話交換部門の半自動加入者線試験器の実用化、電信部門の単鉄線によるモールス電信を電話方式にすること、無線部門のラウルペンディ〜マリー間の伝播試験（マイクロ）、ソーラーセル（VHF）および同一周波数方式の実施に関する測定（HF）、搬送部門の双方向き中継器の実用化、試作部門の印刷回路等がある。なお、試作部門ではすでに所期の指導目標を達成して現地側に引き渡し、日本側要員は帰国した。

当初の協定による協力期間は、昭和42年6月末をもって終了する予定であったが、パキスタン側は、さらに2年間の協定延長を強く要請してきた。このため、わが国はこれに応じて、同年11月15日に協定延長のための交換公文を取り交し、昭和44年6月30日まで協力をつづけることとなった。また、42年度予算をもって3500万円の追加機材を供与し、今後の研究成果がますます期待される。また、パ側も第3次5カ年計画により本センターに対する予算として約5億2000万円を計上した。

5. ケニア小規模工業技術訓練センター

ケニア政府は、経済開発と民生の安定に強い熱意を示し、教育に重点をおいたアフリカ人の人材養成を図るとともに、工業奨励、国内産業保護助成政策をすすめる、特にアフリカ人の経営する小規模工業の育成に力を入れ、わが国に対し小規模工業技術センター設置を要請してきた。よって、昭和38年8月、実施調査団をケニアに派遣しこの調査結果に基づいて検討の結果、小規模工業技術訓練センターを設置することになり、昭和39年7月30日、日・ケ間で正式に協定が調印された。

この協定に基づき、わが国は5490万円の機材を無償供与するとともに、昭和39年9月から12月にかけて理事長以下12名の要員を現地に派遣した。一方、ケニア側の提供する建物の準備がすすまず、このためセンターの開所も当初の予定より若干遅れたが、関係者を督促して昭和40年7月26日に9カ月間の講座を中心とした訓練が開始された。

本センターでは金属加工、電気機器組立修理、ミシン縫製、木工、機械組立修理、皮革加工の6部門よりなり、技術および経営に関するコースにより

将来小規模工業経営者となるものに対し、経営に必要な技術および経営知識についての訓練を実施しており、さらにこの訓練コースに加えて経営者養成の効果をも高めるため、これら訓練に必要な調査部門と訓練終了者を含む小規模工業経営者に対し、経営相談にのり指導してゆく経営相談部門を設けている。

第1期訓練は昭和41年4月22日をもって終了したが、訓練生の総数は49名で、内訳は金属加工部門9名、皮革加工部門8名、機械部門7名、電気機器部門8名、ミシン縫製部門6名、木工部門11名となっている。これら卒業生のうち一定の資格を備えたものには、開業にあたってケニア側政府機関(Industrial & Commercial Development Corporation)より資金の融資を受けることとなっており、これら卒業生の今後の活躍は大いに期待されている。なお、第2期訓練も8月より開始され、新聞公募による応募者1970名のなかから47名を選び9カ月にわたり行なわれ、また、現在は54名の訓練生に対し第3期訓練を実施中である。

本センターの協定による協力期間は昭和43年7月をもって終了するところ、ケニア側よりさらに2カ年間の協定延長要請があり、検討した結果、原則的了解に達し、これにともない昭和42年末に任期の終了した大半の要員について交替要員を派遣した。

なお、42年度予算にて140万円の補修機材の購送業務を実施し、また43年度予算にて、2000万円の拡充予算が認められ、センターの設備充実に努めている。

6. タイ道路建設技術訓練センター

現在、タイ国における支線道路(Feeder road)の開発はきわめて遅れており、これが同国の経済開発に大きな障害となっている。このため、タイ国政府はその行政機構を改革して各地にパイロット・プールを設立し、道路建設を促進することとなり、東北部についてはオーストラリアの援助によりコンケンのパイロット・プールを設置したが、ついで南部についても、パイロット・プール設置のためわが国の援助を強く要請してきた。この要請につい

てわが国で検討した結果、南タイの支線道路の経済的価値、およびわが国の建設技術、機械への認識の改善に役立ちうること等の見地から、積極的な態度をもってのぞむこととし、昭和38年9月に予備調査団を派遣した結果、39年度に道路建設技術訓練センター設置の予算を計上した。この決定に基づき、さらに昭和39年5月下旬実施調査団を派遣し、バンコック南方約700キロのソクラ市にセンターを設置することに決定、同年11月6日正式に協定が調印された。

本センターの目的は、道路の設計、建設、維持ならびに道路建設に利用される機械の操作につき、タイ国人技術者に訓練と指導を与えることにあるが、これをサムロン-ナタウィー間約60キロの道路を利用、訓練過程において道路の建設が行なわれる点に特色がある。このため本センターでは、建設機械の運転とその修理、整備に関する訓練を各々の、コースに分けて行ない、高等学校卒業程度の訓練生に対して、各種建設機械を運転し、実際の道路建設にその技量を十分活用しうる技術者につくりあげるとともに、これら機械の基礎的理論と実際に習熟した人材を養成することを主眼としている。

本センターに対するわが国よりの供与機材は、当初は1億1673万円であったが39年度に3500万円および40年度5000万円の追加予算を計上し、ブルドーザー、モーターグレーダー、ロード・スタプライザー、パワーショベル、ダンプトラック等総額2億173万円に達している。他方要員も理事長以下10名の専門家が昭和40年2月に赴任し、同年4月16日にはタノム首相以下、日・タイ両国関係者多数出席のもとに開所式が挙行され、本センターの業務が開始された。

本センターは、実際に道路を建設しながら訓練を実施している関係上、組織的訓練の実施は種々の困難をともなうが、訓練を施したものは開所以来、重機オペレーター90名、フィッター20名、ダンプトラック運転手26名である。

本センターの設置後、世銀借款による道路建設の入札に初めて日本業者が参加し、これを落札したほか、西ドイツの借款による鉄道建設にも日本業者が落札しており、その他同国に設置されるニュージーランドの援助による道路建設センターの機械の入札にも、日本の業者の参加が認められる等、わが

国建設機械および建設業者の進出に明るい前途が期待される。

協定に基づく本センターの道路建設はラテライト舗装をめどとし予定区間の70%を完了したが、その後タイ側はアスファルト舗装を強く希望し、結局タイ側の責任で実施することに計画を変更し現在に至っている。

しかし、このアスファルト舗装についてのタイ側の体制は一向に進捗せず、これが本センターの訓練および道路建設に大きな障害となっており、このためタイ側はアスファルト舗装についてわが国の援助を強く要請してきたので42年度はアスファルト舗装関係機材および既存機材の整備用部品を追加供与することとなり、9000万円の予算を計上して、その購送業務を実施した。これによって本センターの機材は一応完備することとなったが、この供与機材により道路建設は協定期限の昭和43年11月をもって完成する予定である。

7. フィリピン家内小規模工業技術開発センター

フィリピン政府は従来、生産技術・機構等の後進性、技術者の不足等の理由により、必ずしも十分に利用されていなかった豊富な国内の天然資源を利用、加工して中小企業を急速に振興させるため、昭和37年政府機構を改組して、家内工業開発庁（NACIDA）を商工省所管のもとに創設した。このNACIDAは、新技術と設備とを外国より導入して、小規模工業技術訓練センターを設立し、各種職業技術を指導訓練して技術者ならびに小規模工業経営者の育成を図る方針を決め、これが推進、実現のため、日本政府に対し、小規模工業技術訓練センターの設置について技術協力を要請してきた。よって昭和40年3月に予備調査団を派遣し、この調査結果に基づき、小規模技術訓練センター設置の方針を決め、さらに、昭和40年11月、4名の実施調査団を派遣し、フィリピン側との話し合いを行なうとともに、現地調査を行なった。この結果、本センターは小規模工業経営者および技術者の人材養成を図り、フィリピンの経済開発に寄与すべく、訓練職種として、鑄造および小型機械部品製造、窯業、繊維加工および製織、竹細工および藤細工、木工の5職種をとりあげることとなった。訓練方法として、これら職種のほかにリサーチおよびコンサルテーションを加え、あわせて6部門とし、(a)技術者訓練コー

ス、(b)経営者訓練コース、(c)NACIDAの指導員訓練コースの三つのコースによって実施していく予定である。

ヒ側の都合により決定が遅延していた本センター用地は昭和41年9月にマニラ市東方約20キロのマリキナ市に決まり、また建物建築費(3000万円相当額)も確保され、この結果、昭和41年9月29日に本センター設置に関する協定が日本において佐藤首相とマルコス大統領立会いのもとに正式に調印された。これにともない、5000万円におよぶセンター設置に必要な機材を供与するとともに昭和42年に要員10名を派遣し、現在開所準備業務を行なっているが、ヒ側の建物建設工事はかなり遅延しており開所は予定よりさらに遅れる見込みである。なお、42年度には追加機材800万円の購送を実施した。

8. シンガポール原型生産訓練センター

シンガポールは天然資源に恵まれず、かつ従来の中継貿易港としての重要性も低下しており、したがって工業化による経済の再編成が重要な問題になっている。このためシンガポール政府の工業化推進に対する熱意はきわめて強く、1962年に政府内に経済開発庁を設け、企業の開発、なかでも技術の開発に力をそそいでいる。

シンガポール政府は1962年9月以来再三にわたりわが国に対しPrototype Production and Training Centreの設置について正式要請を行なってきた。これに対し、わが国は1965年3月3名の予備調査団をシンガポールに派遣し、センター設置の適否等について調査を行ない、この結果同国に緊急必要とされる小規模工業開発のため本センター設置費として8000万円の予算を計上した。

昭和41年6月より実施調査団を約3週間にわたり派遣しセンターならびに運営の具体的方法について、シンガポール共和国政府関係者と話し合いを行なうとともに設置に必要な討議議事録に署名して帰国した。

本センターは市内リバー・バレー路に設置され、シンガポール政府の重要施策の一翼を担って、シンガポール共和国における技術者、熟練工および半熟練工に対し原型生産の実際および理論上の訓練を行なうこととなっている。

しかしながら、8000万円で提供しうるコースは 1)機械加工 2)工具金型製作 3)熱処理 4)設計製図の4部門であるが、シンガポール側はこれに加えて研磨、電気メッキ、溶接、鍛造の各部門をも設けることを強く希望してきた。

よって、わが国は当初前記4部門をもってまずスタートし協力実施することとなっていたが、プロトタイプ・プロダクションとしてセンターの目的を達成するのに不十分との考えから41年度予算で4500万円の追加機材の供与が認められ、これを追加4部門の増設にあてることとし、技師、技術者、熟練工、半熟練工を対象に、生産の過程において機械、工具、金型類の開発、試作の設計から製作に至るまで一貫して訓練することとなった。

日本側要員は、理事長以下11名を昭和42年8月から11月にかけて派遣したが、さらにメッキ部門専門家については43年度に派遣する予定である。

センター建物は昭和43年末に完成の予定であり、開所式はその時点で行なう予定であるが、すでに一部完成した建物を使用して訓練を開始しており、原型生産訓練の手はじめとして小型卓上ボール盤の製作を行なっている。

また日本の工作機械メーカーからの図面の入手をまわって、ちかく旋盤の製作にも着手することとなっている。

9. メキシコ電気通信技術訓練センター

メキシコ政府は昭和43年度オリンピック開催決定を契機として、国土開発6カ年計画を策定し、その一環として電気通信関係全般の設備の近代化を強力に推進している。

諸施設の拡充に対応する技術者の不足がかなり深刻化したため同国電気通信運輸省(SCT)の所管する電気通信学園の拡充強化を計画した。その実施にあたり同国はマイクロ通信網建設計画に採用したことも関連して昭和39年5月、日本政府に対し技術援助を要請してきたので、わが国は同年11月以来中南米技術協力計画により同学園に専門家を派遣し協力をつづけてきた。

その後40年に至り、さらに再三にわたり同学園における訓練コースの増設および、これにともなう教官の派遣ならびに実習機材の供与を要請してきた。

よってわが国はセンター設置の方針をきめ、昭和41年6月、5名の実施調団を派遣し、メキシコ側との話し合いを行なうとともに、現地調査を行なった。この結果、本センターではエンジニアの養成をはかり、メキシコの電気通信技術の発展に寄与すべく、コースとしてマイクロウエーブ訓練コース、電信自動交換訓練コース、無線通信訓練コース、搬送訓練コース、電話網設計訓練コースの5コースを開設することとなった。

本センター設置のための協定は原案を作成、日・墨両国政府間で交渉を進めてきたがメキシコ側の事情により交換公文をもって取極めをすることとなり、昭和42年7月25日同公文が取り交され、即日効力を発生した。これに基づき日本側は赴任中の中南米計画専門家3名をセンター要員に切替えるとともに、さらに5名の要員を8月末に派遣した。

また機材については、41年度より繰越された3000万円に42年度計上された5000万円を合わせ、8000万円の予算で購入業務を実施し、全機材の購送業務を完了した。

なお、開所式は昭和42年12月5日挙行された。

10. カンボディア農業技術センター

カンボディア王国の対日賠償請求権放棄により、わが国は、総額15億円の経済および技術援助を行なうこととなり、昭和34年3月、農業、畜産および医療の3センターを建設し、その運営に必要な専門家の派遣および物資の提供を含む日本・カンボディア経済技術協力協定が締結された。本センターは、本協定に基づく協力の一環として、カンボディア王国の農業技術の研究および普及を行ない、もって農産物の増産に寄与することを目的とし、そのおもな事業として稲作および畑作物の生産技術に関する研究、調査、農機具の利用に関する研究および調査、技術者の養成、農民の訓練等を実施するものである。

本センターは、当初の事業対象を稲作の多収栽培を目標とする試験におき、日本の稲作技術を最大限に活用し、灌漑排水施設の整備に力をそそぎ、また乾期の水田利用にも水利条件の許す範囲で実施した。その結果ヘクタール当

り4～5トン粗収量を得た。その他カンボディアの水稻の低位生産性の解明と増収法に試験研究をしぼり、その結果、低収原因は粗放な栽培、すなわち無除草、病害虫の無防除、土壌の不良、無施肥等によるが、その最大の問題は品種にあることがほぼ解明された。

また技術者の養成については、特定のコースを設けず、日常の勤務を通じカ側カウンターパートに技術指導を行ない、農民の技術訓練については、その直接指導をカンボディア人要員に委せ、日本人専門家は間接指導または教材提供の立場より参画した。

協定修了後においてカンボディア国側でセンターの運営を引き継ぐ体制が整わぬところから協定終了後さらにセンターの運営の強化と引き継ぎ準備体制の促進を図ることとなり、この方針にしたがい今後のセンター運営の具体的方針およびわが国の協定についてのカ側との打合せおよび現地調査のため昭和41年6月、実施調査団を派遣した。調査団の調査の結果に基づき、本センターの今後の方針としては、その優れた研究設備体制と300ヘクタールの圃場用地を使用しこれを採種圃場とする。このことは、現在カ国の米の生産上きわめて大きな問題である雑多な多品種稲の栽培を、センターにおいて、これら多品種のなかから優良品種を選抜し、その生産と配布を目的とし、今後のカンボディアの水稻品種をこの採種圃場で生産された多収優良品種におきかえてゆこうとするものである。しかしセンター圃場用地はその大半が未整備であるため、今後3カ年で整備する計画で、その具体化を図ることとなった。

協定終了後カ国とさらに検討を重ねた結果「日・カ経済協力協定に基づき設置されたセンターの運営に関する交換公文」が昭和41年9月30日プノンペンにおいて署名され10月1日その効力が発生した。これにともない41年度に拡充機材費約2000万円を計上し、圃場整備計画の実施に必要な農業土木機械、農機具、肥料、農薬を含む機材を供与した。

また、42年度は、センター整備拡充計画の第2年度計画の実施にあたり、農業協力費で2100万円の拡充機材費を計上し第2年度計画の遂行に必要な農業、土木機械、農機具、肥料等を含む機材を供与した。

43年度は、センター整備拡充計画の最終年度にあたり、従来主として圃場

の整備拡充をめどとした計画にそい業務を推進してきたが、圃場整備拡充は一応当初の目的を完了したので本格的な多収優良品種の生産を開始することとなり、これに要する営農機械、肥料、農薬等を供与することを検討することとしている。

11. カンボディア畜産センター

本センターは、日本、カンボディア経済技術協力協定に基づく協力の一環として、畜産技術の改善とその普及を図り、もって家畜の改良増産と畜産物の増産に寄与することを目的として設置された。

当初の事業対象としては、わが国より購送した種畜種禽を基礎として増殖し、これによって改良をすすめる方法を採用した。乳牛の導入によって酪農をおこし、乳製品の輸入をおさえることは、カンボディア政府当局の年来の熱望であり、センター開所式(40・7)に際し、シヤヌーク首相の演説も畜産振興を強く訴えているところで、きわめて不利な自然的条件のもとで家畜家禽の増殖、その配布、乳製品の生産、産卵等に成果をあげている。家畜家禽の保健衛生については、センターにおける措置はもちろん、伝染病、寄生虫病等は周辺地域の影響が大きいので、随時周辺農家を巡回し、調査、対策指導を実施している。

農民の技術訓練については、専門家は間接指導にとどまり、直接指導はカ側要員がその任にあたっている。また一般農民の畜産に関する知識の向上についても、カンボディアにおける普及組織を通じ積極的に協力し、一方センター内における展示等により大きな効果をあげている。協定に基づく派遣専門家の派遣期間は昭和40年10月で終了したが、ひきつづきコロンボ計画により専門家を派遣し、協力をつづけている。機材の購送に関しては、40年度中に、231万円の補充機材調達を実施、さらに協定終了の昭和41年7月までに418万円の機材調達を実施した。

本センターに関しても農業技術センターと同様、調査団の調査結果によりカンボディア国側の引継ぎ体制促進を図るため、協定終了後のセンターの基本方針として、カ国の重点施策の一つである酪農の振興、特に牛乳の生産と

販売および種畜の配布等を重視し、そのパイロット・センターとしてカ側の期待に応えるため、乳牛部門を充実すべく、乳牛生産計画を本格的に拡充強化することになった。従来本センターは調査研究および技術指導に重点がおかれていたため、生産体制は全く考慮されていなかったため、今後は省力飼養管理を採用し、これに要する放牧柵および避難舎の建設、基礎雌牛の充実を図り、将来、飼養可能数である100頭まで増殖することとなった。

このため41年度は同センター拡充のための予算2000万円弱を計上、乳牛および放牧柵、避難舎等を含む機材を供与した。また42年度はセンター整備拡充計画の第2年度計画の実施にあたり、農業協力費で2800万円の拡充機材費を計上し、第2年度計画の遂行に必要な乳牛および放牧柵、避難舎資材、種豚等の供与を予定している。

43年度は、センター整備拡充計画の最終年度にあたり、計画にそい、さらにセンターの整備拡充を図るため、これに要する乳牛、牧舎資材等を供与することを検討することとしている。

12. カンボディア医療センター

日本・カンボディア経済技術協力協定に基づく協力の一環として、本センターは医療技術の改善とその普及を図り、もって医療技術の向上に寄与することを目的として設置された。昭和39年3月、施設完成にともない同年4月カンボディア政府と2294万円の物資調達契約を締結、さらに専門家派遣につき同年5月に役務提供契約を締結、7名の専門家を6月以降派遣した。病院の運営を予定したわが方と、カ側の予防医学を目的として運営されるべきであるとの見解に多少の相違があったが、当センターは治療医学に対する用意が十分なされ、予期以上の機能を発揮することができた。外来患者はすでに業務開始当日から殺到するという盛況で、日々の受診患者数は、120名以上に達し、さらに結核患者診療日は内科だけで200名ちかくの患者を取り扱った。協定により派遣された専門家の滞在期間中(39.6~40.5)の取扱い患者数は、内科1万6500名、外科3825名、産婦人科2276名、計2万2601名にのぼり、また外科手術実施例は、157例となり、産婦人科手術例は67例であった。X線

は、診療用装置のほか診療用X線自動車1台を準備したが、すすんで検査を希望するものが多く、わずか2、3カ月で日本から運んだフィルムが枯渇することが予想され、逐次撮影を制限し、フィルムの節約に努めるといういきさつもあった。医薬品、衛生材料等も予想以外の患者数により消費量が予想量を上回り使用制限をせざるをえぬこととなったが、その後センターの強い希望により、医薬品（30万円相当分）の追送を実施した。

協定に基づく専門家の派遣期間は昭和40年5月終了したが、コロポ計画によりひきつづき3名の専門家を派遣した。

本センターは昭和41年7月5日、日・カ経済および技術協力協定が終了したが、ひきつづきカ国の要請により延長することとなり、交換公文にて10月1日よりさらに3年間の協力、運営をすることとなり、本事業（機材供与額等予算6600万円）を医療協力事業に引き継ぎ、実施した。

(3) 相手国に引渡したセンター

1. 東パキスタン農業機械化訓練センター

昭和33年1月戸刈東大教授一行による調査の結果、初めて農業センター設置の構想が取上げられたが、その後パキスタン政府からセンター設置の強い要請があった。よって昭和34年7月実施調査団を派遣し、調査した結果、東パキスタンのダッカに農業訓練センターを設置することに決定。昭和35年7月に協定が正式に調印された。

この協定により、日本側より総額3639万円におよぶ農機具、修理用工作機械、実験用器具、気象観測用器具、圃場測量器具等を無償供与するとともに、理事長以下6名の技術専門家を派遣し、昭和35年9月その開所式が行なわれた。

本センターは、各地区の農業普及官に実地訓練による再教育を施し、これら普及官を通じて現地農民に日本式農業技術を普及すると同時に、パキスタンにおいて、農業の改良を目的とする研究および実験を行なうものである。

その訓練は1年を2期とし、1期約40名により行ない、水稻栽培を中心に、土壌肥料、作物栽培、農機具、病虫害の各部門で発足したが、昭和37年度に

園芸部門を増設し、専門家1名を派遣するとともに、所要機材436万円を購送、追加供与した。

本センターの当初の協定期限は昭和38年7月であったが、パキスタン側の要請をいれてこれを2年延長し、昭和40年7月29日をもって協定に基づく協力期間を終了した。これにともない、7名のセンター要員はそれぞれ任期を終了帰国したが、開所以来5年間で9期の訓練を終了し、訓練終了者の数は合計318名に達し、これらの人びとはそれぞれ所属の地区に戻って、習得した技術の指導普及につとめている。一方パキスタン側は、わが国の協力期間後については本センターを農業機械化訓練センターに改組し、ひきつづき運営していくこととなり、日本側の協力の継続を要請してきたので、日本側ではチーフ・アドバイザー、稲作、農機具、栽培および園芸の各部門の専門家4名を昭和40年11月コロンボ計画により2カ年の任期で派遣した。

本農業機械化訓練センターの目的は、今後東パキスタンにおける農業機械化の進行にともない必要となる農業機械技術者の養成を図ることにあり、U. A. A. (農業普及員)ならびに農村青年を対象として3カ月間のコースで訓練を行ない、昭和42年11月、4名の専門家が帰国するまで第7期計249名の訓練を行ない、訓練終了者はそれぞれ各分野で活躍している。

なお、パキスタン政府はひきつづき各分野の専門家の派遣を要請してきたが、同センターが第2首都内にはいり、ちかく立退かざるをえぬ事情を種々検討した結果、わが国は一応しばらくは協力を農機具利用を中心として、チーフ・アドバイザーを含み3名の専門家にしぼり派遣を予定している。

2. タイ電気通信訓練センター

昭和34年8月に実施調査団を派遣し、タイ側との交渉と調査を行なった結果、バンコック北郊12キロのノンブリに技術訓練センターを設置することに決定し、翌昭和35年8月24日に協定が正式調印された。この協定に基づき、わが国より電話交換関係機器等総額6832万円におよぶ機材を無償供与するとともに、技術指導要員として理事長以下7名を派遣して、昭和36年2月に本センターの開設をみた。

本センターの訓練は、電気通信施設の設置、操作および保守の分野でタイ人研修員の養成を目的とし、タイ国電気通信関係機関よりの委託生および一般よりの公募生を対象として、電話交換、搬送電話、マイクロエーブ、電信無線通信、テレビ放送、ラジオ放送の部門について訓練を行なっている。その訓練コースは、初級電気通信技術者の養成のための普通科と既成技術者のレベルアップのための専修科に分かれている。普通科は、当初1年コースとして訓練を始めたが、その後タイ側の要請により、昭和38年に制度を改め Technical Institute に準ずるものとし、3カ年コースとして再出発した。また、専修科は当初1期3カ月コースとして実施したが、昭和39年より専門知識をさらに高度ならしめるため、1期4カ月コースとして実施したが、本コースは委託研修の依頼を受けたときに実施している。なお、この間、昭和37年度に拡充強化のため998万円の追加機材の購送補充を行なった。

本センターは、昭和38年8月をもって当初の協定期間を終了したが、タイ側の要請により、協定を2カ年間延長するとともに、ラジオ・テレビ放送部門を増設して、2644万円にのぼる機材を供与し、あわせて専門家2名を追加派遣した。一方タイ政府も、このわが国の協力に対応して、センターの敷地内に新たに鉄筋コンクリート3階建の施設を昭和39年に建築した。

本センターは、昭和40年8月をもって協定期限を終了したが、タイ側の引継ぎ体制が整わず、このためタイ側の要請に応じて協定終了後もひきつづき協力を継続することとなり、40年7月にコロンボ計画により、専門家6名を派遣し、また新校舎完成にともなう施設の移送工事のため、掘付技術者2名をコロンボ計画により昭和41年3月に派遣した。

本センターは、現在ひきつづき6名の専門家の指導のもとに順調に運営され、タイ側要員も強化する一方、わが国での長期研修者もすでに配置されて、しだいに充実しつつある。

本センターは、開所以来昭和43年3月まで7年余を経過し、この間、普通科では3年コース第4期の訓練を終了した。3カ年コースになってからの卒業生の就職状況は、タイ電話公社、郵電庁、国鉄、タイT V等毎年100%の就職率をあげており、電話公社の場合その合格率は他の倍以上に、しかも成

績の上位を占めている等、本センターの成果はいよいよ高まりつつある。

なお、タイ側では、同国の電気通信技術者の需要の増加と、これまでの本センターの著しい成果にかんがみ、本センターの訓練期間を2年延長して5年制に改め、名実ともに電気通信大学に昇格せしめることを予定している。これによって本センターは、これまでの中堅技術者とあわせて高級技術者の養成も行なうこととなり、タイ国電気通信界の幹部養成の機関として本センターの今後の成果がおおいに期待されている。

3. セイロン漁業訓練センター

セイロンは、消費水産物の過半を輸入に依存している実情である。このため、わが国は、昭和33年水産調査団が、水産振興10カ年計画について勧告書を提出した経緯もあり、漁業に関する技術訓練センターの設置を提案したところ、セイロン側もこれに強い賛意を示したので、35年2月実施調査団を派遣し、コロombo北方約30キロのネガンボ市に漁業訓練センターを設置することに決定、昭和36年3月協定が正式に調印された。

本センターに対して、わが国よりは総額2932万円に及ぶ漁業実習用機材、実習船1隻、底曳船型実習船装備一式、機関実習用機材、教材等を無償供与するとともに、理事長以下8名の技術専門家を派遣し、昭和37年10月仮開所し、訓練を開始した。なお、わが国では開所後も昭和38年度に240万円、および昭和40年度に80万円の機材を追加供与し、センターの強化を行なった。

本センターの訓練は漁撈科および機関科の2部門に分れ、漁撈科は新漁具、漁法および機械化船の取扱い、操縦法の訓練教育を6カ月1期のコースで実施し、機関科では漁船用機関の取扱いおよび軽易な故障の修理技術の訓練教育をセイロンの漁民および漁民の指導者を対象として、1年1期のコースで行なっている。

なお、セイロン政府は将来、漁業の重点を沿岸漁業から沖合漁業に移したい方針であるが、漁船建造能力等より、急速な漁業政策の転換は考えられぬことであり、他方、現在沿岸漁業に従事する多数の漁民に対する技術の普及は今後とも欠かしえぬことであるので、本センターとしてはこれまでの訓練

機構をそのまま残し沿岸漁業を主体とする訓練を継続している。

本センターは、昭和40年9月19日をもって協定に基づく協力期間を終了し、その運営はセイロン側に引き継がれることとなったが、セイロン側の体制が整わず、ひきつづきわが国の協力を要請してきたので、コロンボ計画により漁撈科2名、機関科1名の専門家を昭和40年10月に派遣し、協力を行なった。

現在まで漁撈科第10期生、機関科第5期生の訓練を実施中であり、これまでの訓練終了者は漁撈科143名、機関科39名、計182名にのぼっている。

なお、昭和42年9月コロンボ計画専門家の任期終了後のセンター運営体制についてセ側と協議した結果、セ側の職員もわが国での研修等により養成され引き継ぎ体制が一応整ったと判断されるに至ったので、専門家の任期終了とともに、セ側に完全に引き継ぎを行ない、日本人専門家は帰国した。

よって、9月以降はセ側のみにて政府漁業局の訓練機関として自主的に運営されている。

4. アフガニスタン小規模工業訓練センター

昭和35年3月、アフガニスタン政府の要請によって中小企業の調査団が派遣され、その振興策を調査した結果、自転車組立等9業種の開発を勧告した。その後ア側は工業技術の実地訓練を主とする工業技術センターの設置を要望してきたので、同年9月ふたたび調査団を派遣し、調査、打合せの結果、同国政府が新工業地帯として予定したカブール市郊外12キロのポリチャヒに自転車、ガラス、プラスチックの3部門を有する小規模工業訓練センターを設置することを決定、昭和36年3月協定が調印された。

この協定により、わが国は当初予算と40年度の追加機材予算を合せて、総額7400万円におよぶ自転車、ガラス、プラスチック、電気設備等を無償供与するとともに、理事長以下8名の要員を3年余にわたって派遣した。

本センターは、将来アフガニスタン工業の基礎となる技術者の養成を行なうものである。自転車部門では部品はフレーム、前ホークのみを製造し、他の部品は輸入品を使用して完成車の組立技術を指導するものであり、ガラス部門では、原料の調合、溶解、ビン、皿、小鉢等の家庭用ガラス製品の製造

技術を、またプラスチック部門では、3オンス程度の小型の家庭用品類の射出成型とパイプの押出成型技術を指導するものである。

センター要員は、昭和37年5月～8月にかけて赴任したが、現地側の準備が当初の予想に反して遅れたために、昭和38年8月に至ってようやく開所の運びとなった。当初の計画では、本センターの養成する技術者は、政府がその中小企業振興計画に基づき設置を予定していた各工場の中堅技術者になるはずであったが、この計画は進捗せず、また同国には他にこの種企業が存在しないため、訓練生の就職先がないところから、逐次技術訓練に並行して生産活動を行ってきた。したがって訓練生は当初入所した50名がほとんどそのままセンターにとどまって訓練を受け、また各製品を製造して現在に至っている。

3部門のうち、自転車部門は訓練生の技術水準、訓練効果ともに最も高く、約1000台の自転車を組立て、その約80%は販売され、同国で初めての国産車として大きな反響を呼んだ。またガラス部門では、灰皿、コップ等現地人の需要に合致する金型をセンターで製作し、これによって製造作業を行っており、また原料の大部分が国内で産出されることも判明した。プラスチック部門は原料の供給難等の困難があったが、逐次アフガニスタン側で原料を輸入するようになった。

本センターの生産体制が徐々に整備されるにしたがい、販売面の強化が必要とされ、昭和40年4月カブール市の中心街にセンター製品の直売所が設けられ、これまで自転車を中心として1000万円をこす販売高をあげている。

本センターの協定は、1年半延長して昭和40年9月終了し、アフガニスタン側に引渡されたが、まだ技術水準も低く、独立でセンターを運営する力がないので従来の8名の要員に替えて4名のTechnical Advisorをコロボ計画によって派遣し、訓練指導をつづけた。これらの専門家は昭和42年10月にその任期を終え、センターの運営を完全にアフガニスタン側に引き継ぎ全員帰国した。

5. インド水産加工技術訓練センター

昭和35年3月インドより農業次官補、マイソール州漁業局長等よりなる漁

業調査団が来日し、インド国内における漁業活動の発展、普及および食生活の改善等の見地から、水産加工についての技術援助の要請があった。わが国は、この要請を検討した結果冷凍フィッシュ・ソーセージおよび缶詰製造を含む水産加工に関する技術者の訓練、養成について協力を行なうことになり、昭和36年1月調査団を派遣して、現地調査ならびにインド側と協議をした結果、マイソール州マンガロール市に水産加工に関する技術訓練センターを設置することに決まり、昭和37年3月協定が正式に調印された。

この協定に基づいて、わが国は総額4999万円に及ぶ缶詰関係機械、冷凍関係機械器具、フィッシュ・ソーセージ関係機械、製造実習用資材等の機材を無償供与するとともに、昭和37年12月に技術指導要員として理事長以下7名の技術専門家を派遣し、あわせてインド側助手等5名の日本への呼び寄せ研修を行なった。本センターは、インド側の提供する建物の建設がたまたま中・印国境紛争にあって遅延したが、関係者の努力によって昭和38年7月第1期生の訓練を開始した。

本センターはインド国内における水産加工の幹部技術者養成を目的とするもので、このため訓練については多数科目の皮相的な訓練を避けて少数科目の製造加工方法の習熟を主眼とし、水産製造加工理論を教えるとともに、缶詰、冷凍、フィッシュ・ソーセージの各部門について機材設備の構造、取扱、組立、分解および製造加工実習の訓練を行なっている。

訓練期間は1期1年で、訓練生は原則として大学卒業者を対象とし、インド全州より公募による多数の応募者から選考し、1期30名の訓練を行なっている。現在第5期の訓練生29名の訓練を行なっているが、すでに終了した第1期、第2期、第3期、第4期の訓練は順調な経過を経て大きな訓練効果をあげ、これらの卒業生、計107名は全員就職が決定し、その就職先は、政府の水産局や水産研究所から民間水産企業まで広範囲にわたり、その活躍がおおいに期待されている。

本センターの当初の協定は昭和40年3月をもって終了したが、本センターの効果をインド側は高く評価し、その延長を強く要請してきたので、わが国としてもインド側の希望を入れ、さらに協定期間を昭和42年6月まで2年3

カ月延長した。この協定延長にともない、製氷部門等に対して拡充強化のため、40年度には1300万円に及ぶ追加機材の購送を行ない、水産加工にとって最も重要な要件である氷を使用した魚類の鮮度維持等についても訓練してゆくことが可能になった。一方協定終了後センターを相手国側へ円滑に引継ぎするため、昭和41年6月より本センター卒業生の日本での研修を行ない、インド側職員の養成を図っている。なお、昭和42年6月30日をもって協定期間が満了したが、インド側はひきつづき本センターに対するわが国の協力を要請してきたので、日本側としては、センター要員引揚後も、コロボ計画により4名の専門家を2カ年の任期で派遣し協力を継続中である。

6. イラン小規模工業技術訓練センター

わが国はイランに対し、昭和33年12月に経済および技術協力協定を締結した経緯もあり、同国に小規模工業センターを設置する方針を決め、イラン政府と交渉したところ、昭和35年5月イラン側より熟練工の養成を目的とした機械およびプラスチック部門のセンターを要望してきた。よって同年6月調査団を派遣し、話し合いの結果、テヘラン近郊のカラジに設置することに決定、昭和35年9月に協定が正式に調印された。

この協定により、日本側はこれまで総額5855万円に及ぶ木型、鋳造・鍛造・溶接機械、プラスチック等の機械を無償供与するとともに、理事長以下8名の技術専門家を派遣し、かつイラン側助教7名の呼び寄せ研修を行ない、昭和37年10月開所式を挙行政した。

本センターは、機械およびプラスチック部門における職工、技術者の実際的、理論的訓練を実施するとともに、イランでの実施可能な工業技術の改良のための研究、実験を行なうもので、訓練期間は1年を1期とし、小学校卒業または、これと同等以上の学力を有する者を対象としている。

その訓練内容は、機械部門は機械、仕上、組立、板金、溶接、鋳造および木型に分かれ、プラスチック部門は成型、配管に分かれている。この訓練生は一般より公募しており、その学歴は小学校卒業者から高卒者までの広きにわたり、訓練生は昭和40年9月をもって3期を終了し、合計181名の卒業者を

送り出している。

本センターの当初の協定協力期間は昭和38年9月をもって終了したが、イラン側の要請により協力期間を2年延長した。これによって、本センターは、昭和40年9月をもって協力期間を終了し、その運営はイラン側に引き継がれることとなったが、その運営体制が整わず、このためイラン側より要請があってひきつづき協力することとなり、4名の専門家を中近東・アフリカ技術協力計画により本センターのアドバイザーとして昭和41年1月に派遣し、現在活躍中である。

7. タイ・ウイルス研究センター

タイ国のウイルス性疾患による死亡率はきわめて高く、これに対する医療施設の普及、環境衛生の改善が急務とされていた。このためタイ国政府はわが国に対し、ウイルス性疾患の撲滅のため医療技術協力を強く要請してきたので、わが国は、同国にウイルス研究センターを設置する方針を決め、昭和36年6月調査団をタイ国に派遣し、バンコク市内に設置を決定、36年11月協定が調印された。

この協定に基づき、わが国から電子顕微鏡、血清等研究機器、組織培養法研究機器、動物実験機器等を無償供与し、その額は当初供与および追加供与の機材を含めて、これまで総額4500万円に達し、また派遣要員も理事長以下延10名に及んでいる。一方タイ側研究員も毎年1～2名ずつの受入研修を実施している。

本センターは、他の訓練センターとおもむきを異にし、研究所としてタイ国におけるウイルス性疾患に関する実態調査、臨床的検討および防疫対策の研究、ウイルス研究におけるタイ側職員の養成ならびにタイ国の研究検討機関の指導にあたっている。研究内容としては、疫学調査、ウイルス性疾患の診断、診断用ウイルス抗原の製造、ウイルス株の保存、ウイルス性ワクチンの製造ならびに検定に関する研究、ウイルス性疾患の調査、その他衛生行政に関係あるウイルス研究等であり、訓練内容としては、ウイルス研究の基礎的技術としてウイルスの保存・取扱法、動物実験法、培養法、血清反応およ

びウイルス性ワクチンの製造ならびに検定法を教えている。

日本側要員は昭和37年9月赴任し、昭和38年2月サリット首相出席のもとに開所式が行なわれた。以来日本側要員の努力により着々とその業績をあげてきており、そのおもなものをあげると、依頼される検査は年間4000件以上にのぼり、また狂犬病ワクチンの試作およびデング・ウイルスI型のワクチンの試作に成功している。実験用動物飼育もすでに質的には国際水準に達し、同国内ではじめてその飼料の製造にも成功した。

このような成果はひとりタイ国のみならず、広く東南アジア諸国民にとって大きな福音となることが期待されるものであり、内外の注目を集めるところとなっている。これらは、最近調査のためにタイ国を訪れたコロンボ計画事務局の広報官が本センターの成果を高く賞揚する報告を行なったことからもうかがわれる。

本センターは、昭和39年11月をもって当初の協定による協力期間を終了したが、タイ側の強い要望もあり、協定協力期間を昭和41年5月まで1年半延長した。昭和41年5月以降はコロンボ計画によって専門家を派遣、ひきつづき協力を行なっている。また41年度には、医療協力事業委託費をもって2049万円に及ぶ電子顕微鏡等の拡充機材の購送を実施した。

なお、本センターについては現在医療協力事業として協力をつづけている。

〈多数国間協定によるセンター〉

東南アジア漁業開発センター

本センターの構想は、昭和41年4月東京で開催された第1回東南アジア開発閣僚会議において初めてタイ代表より提案された。さらに同年12月東京で開催された東南アジア農業開発会議においてタイおよびシンガポールの代表より設立の具体案が提出され、本センター設立に関連する問題を検討するため作業部会を設置することが合意された。

農業開発会議の合意に基づき、昭和42年3月、バンコクで開催された作業部会は、本センター設立に関する基本的事項を報告書にとりまとめ、同年4

月マニラで開催された第2回東南アジア開発閣僚会議に提出、同会議は同報告を検討の結果、本センターの設立に同意し、本センター設立協定案の作成のための作業部会の開催に合意した。昭和 年7月から8月にかけてシンガポールで開催された作業部会では本センター設立協定案を作成、これを関係各国政府に提出した。

同センター設立協定の署名は、同年12月28日、バンコクにおいて行なわれ、わが国のほか、タイおよびシンガポールが署名し、その後1月16日フィリピンが、1月26日にマレーシアおよびヴィエトナムが署名した。現在のところ本センター加盟国は以上6カ国である。昭和43年3月18日から21日まで、タイ政府の招集によりバンコクにおいて本センター創立理事会が開催され、(1)訓練部局および調査部局の設置、(2)両部局の実行計画および事業計画の決定、(3)事務局長および事務局次長ならびに部局長および部局次長の任命等本センター発足にあたっての重要問題が決定された。

訓練部局は、タイのパクナムに設置され、漁業技術者の訓練、漁具漁法の研究を主たる任務とする。訓練は、たんなる知識の供与ではなく、漁具、機関、航海機械の操作を中心とした実技の習得に重点をおく。

調査部局は、シンガポールのチャンギーに設置され、漁場の開発、漁業資源および海洋の調査を主たる任務とする。調査は、試験操業を通じての新漁場の開発に重点をおく。

わが国は、昭和42、43の両年度において、それぞれ2億6487万3000円の円貨を拠出した。これは本センターの訓練および調査両部局設置のために必要な船舶および機械の購入に円貨を拠出しようとするものであり、この内訳は、(1)訓練船および調査船各1隻（いずれも総トン数約350トン、1000馬力）(2)漁具漁法の研究機材（漁具材料試験機類、漁具、測定器類）漁業技術の訓練機材（漁網、航海運用、機関および機械の訓練、実習機材等）および調査機材（海洋調査機材、資源調査機材）である。またさらに訓練生のための奨学金（昭和43年度分463万円）を拠出する予定である。

専門家については本センター両部局に対し合計21名（訓練部局12名、調査部局9名）の専門家を派遣する予定である。

昭和42年度においては、タイ訓練部局設立準備のため2月17日、水産庁南西海区水産研究所長・猪野峻氏、同庁東海区水産研究所 野村正恒氏を3月末日まで派遣した。

第3節 海外技術協力センター事業の問題点

海外技術協力センターは、昭和35年に東パキスタンのダッカに農業技術訓練センターが設置されて以来、すでに8年近くを経過したが、技術協力センター設置についての要請はつねにあとをたたず、毎年限られた予算の枠で、いずれを選択すべきかに苦しむ現状である。このことは設置された技術協力センターがいずれも当初の協定による協力期間終了後、さらに協定の延長、あるいは専門家の派遣、機材供与等により、協力を行なってきたことであって、開発途上国の技術協力センターに対する期待の強さと評価の高さを物語っている。

一応、これらの技術協力センターの内容は、当初の中級下級技術者を養成する訓練的なものから、より高度の研究分野のものも求められてきており、また、相手国の経済開発計画中で、センターがしたいに重要な役割を占めつつあり、機材の供与、専門家の派遣、カウンターパート要員の受入れなど現在の各技術協力方式を有機的に組合せた大型援助方式による効果があがりつつあると言えよう。

しかし、センター協力事業方式は、これらの成果にもかかわらず、一方に当面する多くの問題をかかえている。

まず第1の問題は当初協定期間の短かすぎる問題である。協定終了後引き継いだセンターが、なお相当期間コロンボ計画による協力を必要とすることは、相手国の協力受入能力の低さを物語っているが、この種のセンターは日本で運営しても軌道にのるまでには3年を要するといわれ、レベルの劣った諸環境の整わない諸国で、しかも相手側の要員を養成しつつ運営していくのであるから、原則的に3年という協定期間では十分でない。5年から7年、業種および相手国によっては10年ぐらいの協力期間を考える必要もある。

第2の問題は、いかにして最も現地の実情に適したセンターをつくるかということである。

センターは、相手国内に設置される以上、これが設置にあたっては、相手国の経済、社会、自然等の諸条件も含めて、十分検討考慮すべきことはいうまでもないが、なかんずく、その国の産業発展の動向、したがってその産業開発計画に十分密着したものであることが肝要である。また、相手国も相当額の経費を負担することであるから、その国の熱意の程度から財政、外貨事情の見通し、さらには技術水準、教育水準から行政機構の問題まで含めた考慮・検討が必要であり、十分な予備調査と実施調査を行ない、場合によりコロボ計画等により専門家を相当期間現地に先行派遣して、センターの設置の可能性を具体的に探究するとき措置も必要となろう。

既設のセンターのなかで、問題の多いものなかには、あまりにも現地の事情を軽視し、わが国内における感覚で諸準備、計画を運んだことがその原因をなしていることが関係者間に反省されており、あくまでも現地側の実態に即したセンターによる協力を期さなければならない。

一方、規模も従来は供与機材5000万円から8000万円のものが大部分で、やや画一化された感があり、しかも、他の先進諸国によるセンターに比し、規模が小さく、これがとかく相手側の不満と批判を招く原因となる場合も少なくなかった。今後はセンター数の増加はもとより、質に重点をおいて、十分な機能をもち、研究訓練施設の充実した大型センターの設立にも配慮が払われるべきであろう。開発がすすみ、受入体制が整備された国に対しては、センターのレベルも高め、機材も充実されなければならない。しかしとくに開発の遅れた国の場合は財政上の負担能力や、外貨事情の見通しも乏しく、このため土地、建物を相手国に一律に負担せしめる現行の原則によっては、施設建築の渋滞から大幅な開所の遅延をまねく場合が少なくない。したがって、今後はその国の能力によっては、画一的な原則を押しつけず、他の先進諸国の場合にみられるような、建物を含めた援助をすることも必要である。この点に関しては、わが国もヴェトナムのチョーライ病院、ウガンダのセンターに対して、建築資材を供与し、工事費を負担した例がある。

第3の問題は、設置後の運営上の問題である。

海外センターは、たとえ十分な調査と検討の結果であっても、相手国のその後の状況の変化等から、相手側の負担する材料費、運営費の不足による訓練実施上の問題等の、種々の障害を生ずることも少なくない。したがって、これら海外センターを効果的ならしめるためには、設置の際のみならず、運営についても十分なアフターケアを行なう必要がある。運営期間中は、日本と現地との連絡を密にすることはもちろん、現地の実態調査を十分に行ないうる態勢を整えることが肝要である。また機材問題や要員交替・新規計画時などセンターに問題が生じたときは、ただちに現地へ人を派遣して対処することが肝要である。また、できうれば各センターの理事長を年に一度1カ所に集めて理事長会議をもち、相互にセンター担当者としての意見を交換し、問題の解決を図ることも、センター運営にとって有効な、かつぜひ実現したい制度である。

他方、センターの運営費は、相手国の負担が原則であるとはいえ、運営費の不足から訓練や運営上に支障をきたし、センターの効果にまで影響を及ぼす例も少なくない。したがって、相手国の経済状態等のいかんによっては、運営費の援助等も考慮することが必要であろう。

第4の問題として、優秀な日本人専門家の確保が、センター事業にとってきわめて重要な問題であり、このためには、専門家派遣事業と同様、給与、現地生活環境、身分保障等の雇傭条件の改善などが必要であり、さらには、候補者に対する事前の十分な訓練養成等の措置が必要である。

技術協力センターは、開発途上にある諸国の経済・社会・人材の開発促進に役立たしめることが目標であり、今後特に協力予算の執行面などにおいて、より一層即応的、機動的な態勢をとっていくことが要求されよう。わが国の技術協力が、漸次国別にプロジェクト化しつつあるおりから、センターの果たす役割は大きい。

第5の問題として、現地側カウンターパートにかかわる問題点がある。

センター協力方式は、原則として3カ年間の協定有効期間内に（協定延長の場合は通常2カ年ひきつづき協力を行ない、以降は専門家派遣等による協力

を行なっている) 現地側において、センターを自主的に運営しうるような引継ぎ体制を確立することを、協力の必須内容としているわけであるが、引継ぎ体制の鍵をにぎるものは、センターに配属される現地側カウンターパート人材の能力にかかっているといっても過言ではない。

この点で心配のないセンターの具体的事例としては、シンガポール原型生産センターや、韓国工業技術訓練センター等があるが、これら諸国は、技術協力の受入れに関する熱意および体制が十分整備されていることや、両国の技術水準の高さなどからして、優秀なる技術的人材を得ることが比較的容易であるところから、カウンターパートとして適切な人材をセンターに配属しており、人的能力の面からは、現状においては引継ぎ体制になんらの危惧も感ぜられない。

しかしながらガーナ繊維センターやブラジル繊維センター、ケニア小規模工業センター等、多くのセンターがカウンターパートの問題に苦しんでいる。そのおもな原因の背景としては、まず相手国側のわが国に対する安易な依存感、人材開発分野にかかわる行政的能力の不足、国内に優秀な技術的人材が不足していること等があげられ、このような基本的な問題を解決するための努力がなされていないため、日本に呼び寄せて訓練したカウンターパートが帰国後他の部署に転向してしまったり、現地で訓練したカウンターパートが、待遇、センターの立地環境に対する不満(たとえば地方のセンターにいる者が都市へ流出する)等から他の機関部門に流出したりする問題が、依然として後を絶たない状況である。

センター協力方式は、各センターの協定内容にも明記されているとおり、わが国と相手側との協力内容は、ほぼ相なかばしての努力にその成果がかかっており、現地側カウンターパートはセンターが完全に相手側に引き継がれた後は、将来のセンターの中核ともなるべき存在であり、わが方が、いかに優秀なる要員を派遣しても、現地側でこれを引き継ぐ人材が育たなければ、センター設置の意義は全く無に帰する恐れがあり、この問題解決のためには、わが国の積極的協力の展開とともに、相手国側の真剣な自助努力を強く要請しなければならない。